

太子町規則第4号

太子町産婦人科医師研修資金貸与条例施行規則を次のように定める。

令和7年3月19日

太子町長 高梨哲彦

太子町産婦人科医師研修資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、太子町産婦人科医師研修資金貸与条例(令和7年太子町条例第4号。以下「条例」という。)第13条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(貸与の申請)

第3条 申請者は、研修資金貸与申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、所定の期日までに町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要がないと認めるときは、その書類の一部を省略することができる。

- (1) 応募理由書(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 医師免許等の写し(所持者に限る。)
- (4) 臨床研修受講証明書(様式第4号)(臨床研修受講者に限る。)
- (5) 産婦人科専門研修受講証明書(様式第5号)(産婦人科専門研修受講者に限る。)
- (6) 研修予定先届出書(様式第6号)(臨床研修等受講前の者に限る。)
- (7) 履歴書(写真を貼付したもの)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(連帯保証人)

第4条 条例第6条の連帯保証人は、独立の生計を営み、貸与した研修資金の総額に利息を付した額の返還の責任を負うことができる資力を有する成人でなければならない。

2 民法(明治29年法律第89号)第465条の2に規定する連帯保証人に対する極度額は、条例第4条に規定する貸与する研修資金の総額に利息を付した額の範囲内とする。

(貸与の可否の決定等)

第5条 町長は、第3条の規定による申請があったときは、次条で定める研修資金貸与審査委員会において、書類によるほか必要に応じて面接等による審査を行い、研修資金の貸与の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により研修資金の貸与の可否を決定したときは、次の各号に掲げる申請者の区分に応じ、当該各号に定める通知書により申請者に通知するものとする。

- (1) 貸与を決定した者 研修資金貸与承認決定通知書（様式第7号。以下「決定通知書」という。）
- (2) 臨床研修等を受講していない者で、研修の受講先が決定した場合に貸与を決定することとする者（以下「貸与仮決定者」という。） 研修資金貸与承認仮決定通知書（様式第8号）
- (3) 貸与を認めなかった者 研修資金貸与不承認決定通知書（様式第7号）  
（研修資金貸与審査委員会）

第6条 研修資金貸与審査委員会（以下この条において「委員会」という。）は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 総務課長
- (4) 健康こども政策課長

2 委員会に委員長を置く。

3 委員長は副町長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

6 委員会は、委員長が招集する。

7 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

8 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

9 委員会の庶務は、健康こども政策課において処理する。

（貸与仮決定者の貸与承認決定等）

第7条 貸与仮決定者は、臨床研修先又は産婦人科専門研修が決定した場合にあっては研修先決定届出書（様式第9号）に、臨床研修先又は産婦人科専門研修先が決まらなかった場合にあっては研修資金貸与申請取下げ届（様式第10号）に、次に掲げる書類を添えて、研修を開始する前年度の3月31日までに町長に届け出なければならない。

(1) 医師国家試験合格証書の写し（臨床研修受講者に限る。）

(2) 臨床研修等を行う医療機関との契約関係が確認できる書類の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定に基づく研修先決定届出書による届け出を受け、貸与を決定した場合は、決定通知書により貸与仮決定者に通知するものとする。

3 第1項の規定に基づく研修資金貸与申請取下げ届による届け出があったときは、当該申請に係る第5条第2項第2号に基づく研修資金の貸与の仮決定は、なされなかったも

のとみなす。

(貸与の辞退及び取消し等)

第8条 第5条第2項第1号及び第7条第2項の規定により貸与の決定を受けた者（以下「貸与予定者」という。）は、貸与契約を締結する前に貸与を辞退するときは、直ちに研修資金貸与辞退届出書（様式第11号）により町長に届け出なければならない。

2 町長は、貸与予定者が偽りその他不正の手段により研修資金の貸与決定を受けたときは、貸与の決定を取り消し、研修資金貸与決定取消通知書（様式第12号）により当該貸与予定者に通知するものとする。

3 町長は、貸与仮決定者が正当な理由なく前条に規定する研修先決定届出書及び添付書類の提出をしなないときは、貸与を辞退したものとみなす。

(貸与の契約)

第9条 貸与予定者は、遅滞なく研修資金貸与契約書（様式第13号）により貸与契約を締結するものとする。

2 貸与予定者及び連帯保証人（以下「貸与予定者等」という。）は、前項の貸与契約を締結するときは、貸与予定者等の印鑑登録証明書及び同意書（様式第14号）を町長に提出しなければならない。

(研修資金の貸与方法)

第10条 研修資金のうち、条例第4条に定める額の貸与は、4月分から6月分までを5月に、7月分から9月分までを7月に、10月分から12月分までを10月に、1月分から3月分までを1月に行うものとする。ただし、町長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

2 研修資金の貸与は研修資金貸付金請求書（様式第15号）の提出を受け、研修医師が指定した金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

(届出義務)

第11条 研修医師は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに当該各号に定める届出書を町長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更した場合 氏名（住所）変更届（様式第16号）
- (2) 研修資金の貸与を辞退する場合 研修資金貸与辞退届出書（様式第11号）
- (3) 臨床研修等を中断し、又は中断することを命ぜられたとき 研修中断届（様式第17号）
- (4) 臨床研修等を再開した場合 研修再開届（様式第18号）
- (5) 医師免許を取得した場合 医師免許取得届（様式第19号）
- (6) 臨床研修を開始した場合 臨床研修開始届（様式第20号）
- (7) 臨床研修を修了した場合 臨床研修修了届（様式第21号）

- (8) 産婦人科専門研修を開始した場合 専門研修開始届 (様式第22号)
- (9) 産婦人科専門研修を修了した場合 専門研修修了届 (様式第23号)
- (10) 医師として町内の医療機関に勤務を開始した場合 勤務開始届出書 (様式第24号)
- (11) 従事期間が引き続き10年達する前に町内の医療機関を退職した場合 退職届出書 (様式第25号)

2 研修医師は、連帯保証人を変更するときは、事前に、又は連帯保証人の氏名若しくは住所の変更があったときは、直ちに連帯保証人変更届 (様式第26号) により町長に届け出なければならない。

3 研修医師が死亡したときは、その者の親族 (成年者に限る。) 又は連帯保証人は、遅滞なく死亡届 (様式第27号) にその事由を証する書類を添えて、町長に届け出なければならない。

(貸与契約の解除)

第12条 町長は、条例第7条の規定により研修資金の貸与契約を解除したときは、研修資金貸与契約解除通知書 (様式第28号) により研修医師及び連帯保証人に通知するものとする。

(貸与の停止等)

第13条 町長は、条例第8条の規定により研修資金の貸与を停止し、又は一時保留したときは、研修資金貸与停止 (一時保留) 通知書 (様式第29号) により研修医師及び連帯保証人に通知するものとする。

(借用証書)

第14条 研修医師は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく貸与を受けた研修資金の総額に利息を付した額について、連帯保証人と連署した研修資金借用証書 (様式第30号) を町長に提出しなければならない。

- (1) 貸与期間が満了したとき。
- (2) 条例第7条の規定により貸与契約が解除されたとき。

(返還の方法等)

第15条 条例第9条第1項に規定する研修返還は、町長が発行する納付書により一括して行うものとする。

2 条例第9条第1項ただし書の規定により別に期限を定めて、又は分割して研修資金返還することを希望する者は、研修資金返還方法変更申請書 (様式第31号) により町長に申請しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、返還方法の変更の可否を決定し、研修資金返還方法変更承認 (不承認) 決定通知書 (様式第32号) に

より当該申請をした者に通知するものとする。

4 条例第9条第2項に規定する規則で定める割合は、10%とする。

(督促)

第16条 町長は、研修医師又は連帯保証人が納期限までに返還すべき金額を納入しないときは、期限を指定して、納期限後30日以内に督促状(様式第33号)を発するものとする。

2 前項の督促状に指定する期限は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日とする。

(連帯保証人に対する履行の請求)

第17条 町長は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第171条の2第1号の規定により連帯保証人に対し履行の請求をするときは、連帯保証債務履行請求書(様式第34号)により行うものとする。

2 前項の請求をするときは、大子町財務規則(昭和40年大子町規則第5号)に規定する納付書を添付するものとする。

(返還の猶予の申請)

第18条 条例第10条に規定する返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、当該猶予の事由が発生した日から15日以内に、研修資金返還猶予申請書(様式第35号)に当該猶予の事由を証する書類を添えて、町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、返還債務の履行を猶予することの可否を決定し、研修資金返還猶予承認(不承認)決定通知書(様式第36号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(期間の計算方法)

第19条 条例第11条の規定により返還債務を免除する場合の従事期間の計算は、月数によるものとする。ただし、その数に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。

2 前項の場合において、従事期間中に休職又は停職の期間(職務又は通勤に起因する休職の期間を除く。)があるときは、当該従事期間から、当該休職又は停職の期間の開始する日の属する月の翌月から当該休職又は停職の期間の終了する日の属する月までの月数を控除するものとする。

(一部免除することができる返還債務の額)

第20条 条例第11条第2項の規定により一部免除することができる返還債務の額は、当該返還債務の総額に従事期間を乗じて得た額を引き続き120月で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

(返還の免除の申請等)

第21条 条例第11条の規定により研修資金の返還債務の免除を受けようとする者は、

研修資金返還免除申請書（様式第37号）に当該免除の事由を証する書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、必要な審査を行い、返還債務の免除の可否を決定し、研修資金返還免除承認（不承認）決定通知書（様式第38号）により当該申請をした者に通知するものとする。

（補則）

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。